

第11節 海外の政策動向

1 米国のICT政策の動向

米国では、2016年11月に大統領選挙を控えていることから、2015年から2016年初頭におけるオバマ政権の情報通信政策は、2期8年続いた政権の総仕上げとして、重点施策への予算増や実行計画の策定など、成果が出つつある施策の実効性を高める措置がみられた。

オバマ政権では、これまで、科学技術分野の振興とイノベーションの促進を重視し、米国の競争力強化や質の高い雇用の増加を目指した施策を実施してきた。

具体的には、交通インフラや社会インフラへ投資や制度整備を積極的に行い、その高度化と効率化を図ってきた。情報通信分野においても、次世代ブロードバンド網の整備のための総合的な政策パッケージである2010年3月の「国家ブロードバンド計画^{*1}」に基づいて、無線ブロードバンドの拡充と有線ブロードバンドの高速化に注力した。

米国政府は、次世代ブロードバンド網整備を進める一方で、敷設したネットワークの利活用を後押ししているほか、次世代産業のための人材育成や雇用促進の政策も展開している。これらにかかる具体的な関連政策としては、2015年10月に公表された「米国イノベーション戦略」の第3弾、「スマートシティ・イニシアティブ」が挙げられる。雇用促進策としては、オバマ政権では、2015年3月に「TechHire」を開始、同年12月に、コンピュータ・サイエンスを重要科目指定する「Every Student Succeeds Act (ESSA)」が発効した。

また、オバマ政権が当初からその成立を目指していたオープン・インターネット規則は、行政訴訟の後、新たな規則が採択され、2015年6月に一部規定を除き発効した^{*2}。しかし、今回の規則に対しても訴訟が提起されており、2016年4月現在、連邦控訴裁判所が審理を行っている。

1 米国イノベーション戦略第3弾

オバマ政権では、2009年に、米国初の国家的なイノベーション政策である「米国イノベーション戦略 (A Strategy for American Innovation)」を公表した。同戦略は、イノベーションの基盤の一つとして高度情報通信エコシステムを位置づけ、ブロードバンド網を整備するとともに、新興企業への支援を通じた競争的な市場環境の創出や、クリーンエネルギー等の国家的な優先課題への取り組みの支援を内容としている^{*3}。2011年には、同戦略の第2弾が公表され、引き続き、高度製造業や質の高い市場環境の創出を後押しするとともに、研究試験 (R&E: Research & Experiment) 減税による企業のイノベーション加速や教育技術の革新を推し進める内容に改訂された^{*4}。さらに、2015年10月に公表された第3弾となる「米国イノベーション戦略」では、長期的な経済成長のための研究開発への投資を重視し、戦略的機会がある9分野に注力するとしている^{*5}。スマートシティ分野 (Smart Cities) においては、「スマートシティ・イニシアティブ」を2015年9月に公表^{*6}、センサー等からのデータの収集・分析により住民の生活を改善する研究開発やプロジェクトに1億6,000万USDを投資し、テストベッドの構築の他、交通渋滞や犯罪への対策、経済成長支援、気象変動からの影響対策、公共サービスの提供改善等の課題に取り組むこととしている。

2 IT分野の雇用促進とコンピュータ・サイエンス分野の教育強化策

オバマ政権は、2015年3月に、IT分野の雇用創出・雇用推進を目的とするTechHireイニシアティブを発表し

*1 <https://www.fcc.gov/general/national-broadband-plan>

*2 事業者の透明性を強化する規則については、2016年4月22日時点で未発効。

*3 <https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/ostp/innovation-whitepaper.pdf>

*4 <https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/uploads/InnovationStrategy.pdf>

*5 https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/strategy_for_american_innovation_october_2015.pdf

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/10/21/fact-sheet-white-house-releases-new-strategy-american-innovation>

*6 <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/09/14/fact-sheet-administration-announces-new-smart-cities-initiative-help>

た^{*7}。同イニシアティブは、全国で50万人分が不足していると見られるIT職務を埋められる人材の育成、採用に1億USDの補助金を交付するもので、その半分は17~29歳を対象にしている。補助金は、労働省から交付され、サイバーセキュリティやソフトウェア開発、ネットワーク管理といった従来の教育分野だけでなく、コーディング・ブートキャンプやオンライン・コースなどの新たな教育方法にも補助金が付与される。なお、同イニシアティブに関連して、全国20以上の自治体が、企業と協力して人材の育成・採用を進めていく方針を打ち出している。

法制度整備も進展しつつあり、コンピュータ・サイエンスを重要科目指定する「全児童・生徒学業達成法（Every Student Succeeds Act : ESSA）」が2015年12月に発効した^{*8}。同法は、初等中等教育の底上げを図った「No Child Left Behind Act」を大幅に改正し、学力テストの州の自主裁量を認めた点や、幅広い豊かな教育に必要な科目構成（well-rounded education）のなかにコンピュータ・サイエンスが初めて位置づけられたことが注目されている。これにより、コンピュータ・サイエンスが、同法が定める達成度の低い学校への改善支援や、教員の支援の対象に含まれるため、コンピュータ・サイエンスの授業の導入が進展するとみられている。

3 新オープン・インターネット規則の発効

オバマ政権では、オープンなインターネット環境を維持する方針であり、FCCでは、2010年12月、ネット中立性原則に関する規則（オープン・インターネット規則）を採択した。ただし、同規則については、FCCの権限を逸脱するものであるとして提訴され、最終的に、連邦控訴裁判所が2014年1月に同規則について、一部を除き、差し戻す判決を下した。同判決を受け、FCCは、オープン・インターネット規則の改定を進め、2015年2月には、新たなオープン・インターネット規則が採択され、同年6月に一部規定を除き発効した^{*9}。

同規則を定める命令では、ISPによるブロードバンド・インターネット接続役務を「通信法」第Ⅱ編に基づく電気通信役務として扱うこととされた。これにより、ISPが特定のトラフィックの伝送に関して有償で優遇措置を与えることや、特定のトラフィックの品質を恣意的に低下させることなどが禁止されるが、技術的なネットワーク管理を目的とした「合理的なネットワーク管理」については正当化されるものとなっている。また、FCCは、インターネットが日々変化しており、ISPによる各種の不当な行為に対応する広範な基準が必要とし、ISPが消費者、コンテンツ・プロバイダに対して不当な妨害や不利益な取扱いを行うことを防止する観点から、「開放的なインターネットのための全般的な行為基準」を策定するほか、ネットワーク相互接続についての苦情を審査する権限も有するものとした。同規則は、固定回線ブロードバンドだけでなく、モバイル・ブロードバンドも適用対象となる。

FCCは、ブロードバンド・インターネット接続役務の分類変更にあたって、第Ⅱ編で適用されている多くの規律については執行を差し控えるが、「不正または不当な行為」を禁止する規律のほか、消費者からの苦情処理やプライバシー保護^{*10}、障害者保護、電柱や導管への公平なアクセスに関する規律については適用する。なお、新規規則を定める命令においては、ブロードバンド・インターネット接続役務提供者のユニバーサル・サービス基金への納付は義務付けられていない。通信事業者等は、同規則を不服として連邦控訴裁判所に提訴し、再度裁判となり、同裁判の口頭弁論は2015年12月に行われた^{*11}。

*7 <https://www.whitehouse.gov/issues/technology/techhire>

*8 <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/12/10/white-house-report-every-student-succeeds-act>,
http://www.ncsl.org/documents/capitolforum/2015/onlineresources/summary_12_10.pdf

なお、同法には、http://edworkforce.house.gov/uploadedfiles/every_student_succeeds_act_-_conference_report.pdfからアクセス可能。

*9 https://apps.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/FCC-15-24A1.pdf

*10 プライバシー保護については、FTCの管轄であったが、新たなオープン・インターネット規則により、FCCも管轄することを受け、消費者保護で役割が重複することになった。なお、両機関は、2015年11月に、電話マーケティング取締りに関する消費者保護での協力を確認した。
(https://www.ftc.gov/system/files/documents/public_statements/881663/151119netneutrality.pdf)

*11 <http://www.reuters.com/article/us-usa-internet-idUSKBN0TN18D20151204>

4 サイバーセキュリティ政策

米国では、ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメントのハッキング事案（2014年）や連邦政府人事管理局（OPM）の大規模な個人情報流出事案（2015年）^{*12}を受け、サイバーセキュリティに対する社会的関心がますます高まっており、オバマ政権も国家の最重要課題の一つと位置づけている。

2015年12月、官民におけるサイバー脅威情報の共有を促進することなどを目的とした「Cybersecurity Act of 2015」を含む法案^{*13}が連邦議会において承認され、オバマ大統領も署名。これに基づいて、2016年3月から国土安全保障省（DHS）が、全国サイバーセキュリティ/通信統合センター（NCCIC）を通して、個人情報を削除したサイバー脅威情報の自動共有（AIS：Automated Information Sharing）を開始した。

また、2016年2月には、新たに「サイバーセキュリティ国家行動計画（Cybersecurity National Action Plan）」^{*14}を発表。同計画を実施するための予算として、政府全体として総額190億USD以上を議会に要求するとともに、「国家サイバーセキュリティ強化委員会」の新設、連邦政府ITシステムの近代化、連邦CISO（情報セキュリティ最高責任者）の設置等を盛り込んでいる。

さらに、こうしたサイバーセキュリティに関する自国防衛の取組に加えて、国際的なルール作りにも力を注いでいる。具体的には、2015年9月の米中首脳会談や同年11月のG20（アンタルヤ・サミット）といった機会を捉えて、同年7月に公表された国連専門家会合（UN GGE）報告書^{*15}に対する支持や、商業上の利益を目的としたサイバー活動による知的財産の窃取を行わないことについての合意を取り付けるなど、国際的な共通認識形成を図ってきている。

2 EU諸国のICT政策の動向

1 EU

EUは、デジタル分野のコンテンツ、サービス、事業が国境を越え、EU全域で流通・展開される環境、いわゆる「デジタル単一市場」の創設を情報通信分野における最優先の政策目標としている。2010年5月に公表された中長期的な情報通信戦略「欧州デジタル・アジェンダ（Digital Agenda for Europe）」では、七つの優先課題の筆頭に「デジタル単一市場の創設」が掲げられた^{*16}。デジタル単一市場の創設という政策目標は2014年11月に発足したジャン＝クロード・ユンカー氏を欧州委員会委員長とする体制でも重視され、新体制の発足直後から戦略の策定作業に取りかかり、2015年5月に「欧州デジタル単一市場戦略（A Digital Single Market Strategy for Europe）」が公表された。

2015年は、欧州デジタル単一市場戦略の公表以外にも、データ保護、モバイル通信の国際ローミング料金、ネットワーク中立性、サイバーセキュリティといった重要な政策分野において大きな進展が見られた。

ア 欧州デジタル単一市場戦略

「欧州デジタル単一市場戦略」^{*17}は、三つの柱とそれぞれに連なる16の重要アクションで構成されており、欧州委員会はすべてのアクションを2016年末までに完了させる目標を掲げた。

欧州委員会は、戦略に基づき各種の取組に着手し、2015年12月には、消費者が購入したオンライン・コンテンツやサービスを、居住国以外のEU加盟国においても利用可能とする法案である「オンラインのコンテンツおよびサービスの国境を越えたポータビリティに関する規則」が、欧州委員会により提案された^{*18}。同時に、国境を越えた電子商取引の促進と契約ルールの簡素化を目的とした「デジタル製品のオンライン販売に関する指令」と

*12 2015年7月のOPMの発表によると、2015年5月に発見されたハッキング行為によって社会保障番号を含む個人情報の流出が認められたのは、2,150万人とされている。

<https://www.opm.gov/news/releases/2015/07/opm-announces-steps-to-protect-federal-workers-and-others-from-cyber-threats/>

*13 <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-114publ113/pdf/PLAW-114publ113.pdf>

*14 <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2016/02/09/fact-sheet-cybersecurity-national-action-plan>

*15 http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/174

*16 European Commission, COM (2010) 245, A Digital Agenda for Europe

*17 European Commission, 06/05/2015, A Digital Single Market for Europe: Commission sets out 16 initiatives to make it happen (IP/15/4919)

*18 European Commission, 09/12/2015, Commission takes first steps to broaden access to online content and outlines its vision to modernise EU copyright rules (IP/15/6261)

「商品のオンライン販売に関する指令」の2法案も欧州委員会により提案された^{*19}。

イ データ保護

2012年1月、欧州委員会は「EUデータ保護規則 (Regulation)」案を提案した^{*20}。規則案は、1995年に制定された現行法「EUデータ保護指令 (Directive)」を包括的に改正し、EU域内において統一したデータ保護制度を導入するとともにデジタル時代における個人データの保護強化を図ることを狙いとしたものである。法案の成立に向けてEU機関内で協議や修正が重ねられ、2014年3月には欧州議会において修正案が賛成多数で採択され、2015年6月には欧州連合理事会でも修正案が採択された^{*21}。その後、欧州委員会、欧州議会及び欧州連合理事会による3者協議が開始され、同年12月には3者間で合意に達し^{*22}、2016年4月に欧州議会において採択された^{*23}。施行日は2018年5月25日と定められている。

ウ 国際ローミング料金の撤廃とネットワーク中立性の法制化

2015年6月、EU域内におけるモバイル通信の国際ローミング料金の撤廃及びネットワーク中立性に関する規則の導入について、欧州委員会、欧州議会、欧州連合理事会の3者間で合意に達した^{*24}。

国際ローミング料金については、欧州委員会は2007年以降、高額なローミング料金を是正するため規制による料金の引き下げを段階的に実施してきた。しかし、デジタル単一市場の実現に向けてローミング料金の撤廃は重要な意味を持つという認識から、欧州委員会は料金の撤廃に向けた取り組みを進め、2017年6月15日付で国際ローミング料金は一律に撤廃されることとなった。更に、節度のないローミング利用を防ぐための「フェアユース (公正利用) ポリシー」や、国内の通信料金を維持するためのサステナビリティのメカニズムなどの検討に着手し、国際ローミング料金撤廃の完全実施に向けた取組を進めている^{*25}。

ネットワーク中立性については、新たな規制の導入により、すべての通信トラフィックが公益に反すると判断されない限り平等に扱われることが規定され、事業者によるアクセスの遮断や速度規制は、サイバー攻撃や例外的なトラフィック混雑への対応など合理的な理由がある場合を除き、認められないこととなった。2015年10月、欧州連合理事会及び欧州議会により新たな規則が正式に採択され、同年11月に法律が発効した^{*26}。

エ サイバーセキュリティ

世界的な課題であるサイバーセキュリティの問題は、EUにおいても重要な政策課題と位置づけられており、欧州委員会が2013年2月に公表した「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、各種の取組が進められている^{*27}。

同戦略と同時に公表された「ネットワーク・情報セキュリティ (Network and Information Security : NIS)」関連の指令 (Directive) 提案については、2014年3月に欧州議会で賛成多数で可決され、2015年3月には、指令の発効に向けて欧州連合理事会と欧州議会の間で協議が開始された。そして、同年12月に欧州委員会、欧州議会、欧州連合理事会の3者間で合意に達した^{*28}。欧州議会と欧州連合理事会による採択を経て、法律が正式に発効後、21か月以内での国内法制化と、その後6か月以内での重要サービスを提供する事業者の認定が加盟国に求められる。

また、デジタル単一市場戦略のアクションに盛り込まれたサイバーセキュリティの官民パートナーシップ (PPP) については、2016年中の設立を目指して、2015年12月から2016年3月までパブリック・コンサルテーションが実施された^{*29}。

*19 European Commission, 09/12/2015, Commission proposes modern digital contract rules to simplify and promote access to digital content and online sales across the EU (IP/15/6264)

*20 European Commission, 25/01/2012, Commission proposes a comprehensive reform of data protection rules to increase users' control of their data and to cut costs for businesses (IP/12/46)

*21 European Commission, 15/06/2015, Commission proposal on new data protection rules to boost EU Digital Single Market supported by Justice Ministers (IP/15/5176)

*22 European Commission, 15/12/2015, Agreement on Commission's EU data protection reform will boost Digital Single Market (IP/15/6321)

*23 European Commission, 14/04/2016, Joint Statement on the final adoption of the new EU rules for personal data protection (IP/16/1403)

*24 European Commission, 30/06/2015, Commission welcomes agreement to end roaming charges and to guarantee an open Internet (IP/15/5265)

*25 European Commission, 26/11/2015, Have your say on measures related to the end of roaming charges in the EU

*26 Regulation (EU) 2015/2120 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 laying down measures concerning open internet access and amending Directive 2002/22/EC on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services and Regulation (EU) No 531/2012 on roaming on public mobile communications networks within the Union

*27 European Commission, 07/02/2013, EU Cybersecurity plan to protect open internet and online freedom and opportunity (IP/13/94)

*28 European Commission, 08/12/2015, Commission welcomes agreement to make EU online environment more secure (IP/15/6270)

*29 European Commission, 18/12/2015, Have your say on how to boost Europe's cybersecurity industry

2 英国

英国では2015年5月に下院総選挙が実施された。2010年5月から5年間にわたって自由民主党とともに連立政権を運営していた保守党が単独過半数を確保し、1990-1997年のメジャー政権以来となる保守党単独政権が誕生したが、基本的な通信政策は概ね前政権の方針が踏襲されている。一方で、通信庁（Ofcom）が2004年から実施した通信分野の市場の定義や規制の在り方の見直しである「電気通信の戦略的レビュー」から10年以上が経過し、市場が変化していることから二回目となるレビューが実施されることとなった。また、放送政策に関しては、BBC特許状の期限が2016年末となっていることから、特許状の更新に向けた議論も活発化している。さらに、ICT市場の変化に対応するため、国を挙げて包括的なイノベーション政策を進めると同時に、5GやIoT等の新分野への具体的な対応を推進している。

ア Ofcomの「デジタル通信戦略レビュー」

英国では、通信・放送分野の規制機関であるOfcomが電気通信市場の長期的な改革を目指すために「電気通信の戦略的レビュー（Strategic Review of Telecommunications）」を2004年4月に開始した。当時ブロードバンドなどの技術革新により消費者行動の変化が起きており、従来の電気通信規制のアプローチを見直す必要があると考えられたためである。このレビューの中心は市場支配力を持つ既存事業者であるBTに対する規制の在り方であり、結果としてBTのローカルアクセス部門を機能分離させブロードバンドを普及させるためにBTグループ内に新しい事業部門「オープンリーチ（Openreach）」が誕生することとなった。

Ofcomはその後の通信市場の変化を踏まえ、約10年を経て第2回目となる「デジタル通信戦略レビュー」を実施することとした。2015年3月にはレビューの実施要項（TOR）を発表、7月には公開諮問が実施され、第1フェーズとして重要項目に関する選択肢を含む討議資料「Strategic Review of Digital Communications：Discussion document」が発表され、2016年2月に第2回デジタル通信戦略レビューの第一結論が発表された。同レビューにおいて「持続可能な競争の確保」を検討する上で、議論の中心となっていたオープンリーチの在り方について、競争事業者等が強く要望していた構造的分離は選択肢として残しておきながらも、第一結論では採用しないとした。その代わりにオープンリーチのガバナンスの改革を行うとともに、予算や投資計画等の策定はBTグループからの関与を受けることなく一定の距離を置き、独自の判断が行われるよう、組織の独立性を確保することで同部門を改革することとした。

イ BBCの次期特許状の検討

英国では、英国放送協会（British Broadcasting Corporation：BBC）の設立・存続及び業務運営の根拠である「特許状（Royal Charter）」及び「協定書（Agreement）」の有効期限が2016年12月31日までとなっていることから、2017年からの次期特許状の在り方について、BBCのガバナンス体制、テレビ受信許可料（TV License Fee）、将来のサービス範囲等を巡る議論が行われている。

文化・メディア・スポーツ省（DCMS）は2015年7月に次期特許状の在り方をまとめた試案文書（グリーンペーパー）「BBC Charter Review」を公開諮問として発表し、①BBCの使命、目的、価値、②BBCの規模と業務範囲、③財源、④ガバナンス及び規制の四つの重要項目に焦点を当てて現状を分析した上で関係者に広く意見を求めた。2016年3月には、試案文書に出された意見について概要を公表したが、メール、書状、オンライン調査への回答の合計数は19万2,564件に上り、過去最大規模の公開諮問となり、BBCの在り方に関する国民の高い関心がうかがえた。

また、DCMSは2015年9月に、BBCのガバナンスと規制の在り方に関する独立レビューを開始した。上記グリーンペーパーの中で、ガバナンス及び規制の在り方の重要性が指摘されていたことから、これらに焦点を置き議論が行われ、2016年3月には報告書が公表された。報告書では、BBCの規制に関する監督業務をOfcomに移管させること、現在2つに分かれているBBCとBBCトラストの理事会を、統一理事会（Unitary Board）として統合させ、その過半数を非常勤理事とすること等が提案された。

さらに、これら政府における議論と並行して、BBCトラストや英国議会上院、下院もそれぞれ報告書を公表するなど、議論が進められた。

2016年5月、政府は、政府原案（ホワイトペーパー）「BBCの将来：独自性ある放送事業者（A BBC for the future：a broadcaster of distinction）」を公表した。これは、上記のような経緯を踏まえ、政府としてBBCの今後のあるべき姿を提案したものである。同文書では、BBCのガバナンスの在り方をはじめとした改革が盛り込まれており、具体的には、新特許状の枠組みとして①全視聴者に対し高品質で独自性ある情報・教育・娯楽コンテ

ンツを提供することに焦点を置き、②より効果的で信頼性の高いガバナンスと規制を導入しながら独立性を高め、③英国のクリエイティブ産業への支援をBBCの運営の中核に据えるとともに、市場への不当な負の影響を最小限に留め、④組織の効率性と透明性の向上に努め、⑤現代的で維持可能かつ公正な財源システムを構築する、といった点について具体的な改革案を提示している。なお、次期特許状の有効期限としては2028年末までの11年間と提案されている。

今後、本政府原案を踏まえた次期特許状案が政府から提案される予定であり、新特許状は2017年1月1日から導入される見込みである。

ウ デジタル経済におけるイノベーションの推進

英国政府は、イノベーション推進機関「Innovate UK」を通じて、革新的なビジネス・プロジェクトや様々なイノベーション機関の支援を通じて、デジタル経済におけるイノベーションの推進を行っている。Innovate UKを通じた助成分野は、5G、IoT、ロボティクス、無人車両及びコネクティッド交通システム、デジタル画像検索、パーソナルデータを活用した利用者体験の向上、シェアリング・エコノミー、サイバーセキュリティ等、多岐にわたっている。

特に、近年はInnovate UKにより設立された「カタパルト」と呼ばれる産学連携機関による取組が進められている。これは、アイデアを商品やサービスとして世に送り出し経済成長に結びつけるため、産学連携によるイノベーション推進機関の必要性が2010年に指摘され、その後「カタパルト」と命名されたものであり、現在11分野（2016年5月現在）にてカタパルトが設立されている。デジタル分野のカタパルトとしては2014年11月にロンドンに事務所が開設された「デジタル・カタパルト（Digital Catapult）」があり、部内データ・パーソナルデータ等様々な種類のデータの利活用やIoT分野でのデータ活用などについて、産学連携の拠点として活動が進められている。また、2015年3月には、スマートシティの研究拠点として、都市部のイノベーション推進と経済発展の実現を目的とし「将来都市カタパルト（Future Cities Catapult）」がロンドンに開設された。

エ IoT等推進政策

2014年12月、首相の委任を受けた政府首席科学顧問が、IoTがもたらす経済効果を示すとともに、政府が果たすべき役割（10の提言）を内容とする政策提言「IoT：第2のデジタル革命を最大限活用するために」を公表し、以降、IoTを推進する施策が進められている。

Ofcomは2015年1月に報告書「IoTへの投資とイノベーションの促進」を発表し、Ofcomが取り組むべき優先課題として、①周波数、②データ保護、③ネットワークセキュリティ、④ネットワークアドレス管理、をあげた。また、Ofcomは、一部帯域（800MHz帯の一部等）において特定のIoT機器を免許不要とすること等を措置している。

DCMSは2015年12月、マンチェスターを様々なIoT技術を用いたスマートシティの構築実験都市として選出した。同市は地元企業の連携団体が率いる官民で構成されるコンソーシアム「CityVerve」を設立し、利用サービス・商品のカスタマイズ化や効率・柔軟性の向上をもたらす可能性のある様々なIoTの活用方法を提案した。

サリー大学においては、5Gを推進するために、2015年9月に5G無線通信を専門とする研究所「5Gイノベーションセンター（5GIC）」が開設された。創設企業・組織は、EE（現BT傘下）、ファーウェイ、Telefonica、Vodafone、富士通、BT、BBC、サムスン、Aircorn、Cobham、ローデ・シュワルツ、Ofcom等である。同研究所は現在、4G+ネットワークの実験が可能なテストベッド機能を備えており、今後2018年までにはテストベッドを10Gbps/セルの速度に、将来的には5G技術および大規模なIoT実験が可能になるようにアップグレードすることを計画している。

3 フランス

フランスでは、2012年5月のオランド大統領就任を機に、ICT関連政策の中心がインフラ整備からデジタル・サービス振興にシフトした。仏政府は2000年代後半に通信事業者と地方自治体の協力によるFTTx網拡大に関する法規則の整備を実施したものの、ADSLでの安価なバンドルサービスが同時期に普及したこともあり、最大通信速度30Mbps以上の「超高速ブロードバンド」の伸びは着実ではあれ緩やかである^{*30}。一方でLTE網の拡大やス

*30 サービス開始後約10年を経た2015年末、「超高速ブロードバンド」に接続可能な建造物は1,000万を超えたが、加入者数は約430万で、固定ブロードバンド加入者全体の1割強である。

スマートフォンの普及もあり、モバイルを中心にコンテンツ利用やサービスへの需要は増大している。

仏政府はこの傾向に鑑み、「技術中立」な見地で、国際市場への進出を含むデジタル産業の振興と市民が関連サービスを安全に享受し得る、また各種サービスを通じて社会活動に参加し得る環境を整備することを国家政策の要としている。

ア デジタル共和国戦略・デジタル共和国法案

デジタル共和国戦略は、経済成長、雇用の伸長及び国際社会での地域強化の鍵は官民双方のデジタル・サービスの発展にあるという認識の下、2015年6月に仏政府により公表されたもので、「デジタル・サービスの提供モデルとしての国家」等、4つの主要方針の下で、14の政策の行動計画を提示している。仏政府は2000年代から数年ごとにデジタル社会化に対する一連の行動計画^{*31}を提示してきた。2012年の政権交代後は、支援の中心がインフラ構築からデジタル・サービス産業振興と各種サービスの市民への普及に移ってきたが、今回の戦略では、特にデジタル・ベンチャー支援とオープンデータ、オープン・イノベーションが重視されている。

同戦略に基づき、仏政府は、「デジタル共和国法案」を起草し、2016年2月現在議会での審議が続いている。

イ FRENCH TECH

FRENCH TECHは、オランダ大統領が2013年初めから推進している一連のデジタル産業振興・国際競争力強化政策の一環であり、経済・産業・デジタル省の主導によるベンチャー支援プログラムである。仏政府は、それまでも、先端産業育成プログラム「未来への投資」（2010～）等へのデジタル・ベンチャーの参加を促してきたが、FRENCH TECHではデジタル産業のエコシステム進展の中心はベンチャー企業にあるという観点から、支援の対象を特に新興企業に絞り、仏国内外における仏スタートアップ企業の国際レベルでの活性化に向けたネットワークの形成と国内外でのデジタル化関連を中心とする仏製品のブランド力向上を主目的としている。運営主体は、起業家、投資家、技術者、開発者、大企業、業界団体、メディア、公共団体、研究機関等、スタートアップ及び国際展開に関わる多様な関係者によって構成され、経済・産業・デジタル省の複数の部局と政府金融機関が制度面及び財政面でそれを支えている。国外の拠点となるハブを順次設置しており、2015年10月には、日本にも「フレンチテック東京」を設置した。

ウ 国家デジタルセキュリティ戦略

国家デジタルセキュリティ戦略は、2015年10月、首相府により公表されたサイバースペース上のセキュリティに関する戦略であり、監督・執行機関は、首相府防衛・国家安全総局（SGDSN）及び同局下の国家情報システムセキュリティ庁（ANSSI）である。仏政府のこれまでの政策では、主に省庁・企業のセキュリティ確保が主眼であったが、国家デジタルセキュリティ戦略では、市民の生活の安全確保を重視している点が特徴的である。

同戦略は、「デジタルセキュリティは政府、サービス事業者及び市民の共同の責務」、「国民の個人情報への侵害は国家の安全上の重大用件」、「仏企業のデジタルセキュリティ製品・サービスは産業界での国際競争力強化の重要要件」という観点から、主要な目的を①国防、②デジタルの信頼性向上、③セキュリティ教育、④デジタル関連企業支援、⑤欧州域内におけるサイバー空間の安定性、の5項目にまとめている。

エ 通信市場新規制戦略

通信市場新規制戦略は、前述のデジタル共和国戦略に応じ、電子通信・郵便規制機関（ARCEP）により公表された2016～2017年の規制実施計画であり、デジタル・サービス産業育成を主眼とする同戦略の主要目標に合わせて、規制の中心を競争市場調整からデジタル化への投資振興へシフトする方針を明確化している。2015年に各種諮問機関及び事業者に対して行われた意見募集では、①通信インフラへの有効投資及び生産的な競争の促進、②国内全土を光ファイバ及びモバイル網でカバー、③通信網の信頼性保証、④新しいモバイル・サービスに対応するネットワークの構築、⑤法人向け市場での有効競争の促進、⑥モノのインターネットやスマートシティサービス、及びそれらに対応する次世代網に関する規制計画の策定、⑦デジタル社会におけるインターネットの開放性と中立性の保証、が優先事項とされている。

2016年1月には、意見募集の結果に基づき、21項目についてのロードマップが公開された。

*31 前サルコジ政権下の「デジタル・フランス2008」「デジタル・フランス2012-2020」、オランダ大統領が2013年2月に発表した「デジタル化に関する政府活動ロードマップ」等。

4 ドイツ

第3次メルケル政権は、経済と社会のデジタル化を推進することで、ドイツが世界経済をけん引することを目指しており、そうした中で、包括的IT戦略である「デジタル・アジェンダ2014-2017」が策定された。ドイツのICT産業は、伝統的な製造業に次ぐ重要産業として成長が期待されており、またICTは産業界全体のデジタル変革を強力に支援するものと考えられている。

デジタル・アジェンダと国内ITサミット（後述）は連携しており、デジタル・アジェンダで示された具体的な行動計画の成果や課題などが、国内ITサミットで広く議論された。また、同サミットは、国家プロジェクトとして産学官が総力を挙げて取り組んでいる「インダストリー4.0」を国内外にアピールする重要な機会となっている。

ア デジタル・アジェンダ2014-2017

デジタル・アジェンダ2014-2017は、2014年から2017年までの4年間における、ドイツのIT戦略の指針であり、連邦経済エネルギー省（BMWi）、連邦交通デジタルインフラ省（BMVI）、連邦内務省（BMI）により策定された。同アジェンダは、ドイツがデジタル化の促進によって生まれる技術革新を積極的に導入することにより、欧州におけるデジタル最先進国となることを目指している。

同アジェンダにおいて、「経済成長と雇用の拡大のために、ドイツの強みである製造業の技術革新を推進」、「全国的な高速ネットワークの整備と、すべての世代におけるメディア・リテラシーの向上」、「ネット上の信頼性の改善と情報セキュリティの強化」という3本の柱が設定され、その実現に必要な重点項目として、①デジタルインフラ、②デジタル経済と雇用、③革新的な国家、④社会におけるデジタル環境の形成、⑤教育、科学、研究、文化とメディア、⑥社会と経済のセキュリティ、防御と信頼性、⑦欧州及び国際的な次元でのデジタル・アジェンダ、が挙げられた。

この中で、「①デジタルインフラ」では、2018年に少なくとも下り50Mbpsの高速ブロードバンド網による人口カバー率100%の達成を目標としているほか、700MHz帯オークションによるモバイル・ブロードバンドの展開促進及び売上げのブロードバンド整備への投資、2×30MHz幅の移動業務への割当、自動走行車の推進、公衆無線LANの利用促進など、ブロードバンド網の整備を進める方針が示されている。また、「②デジタル経済と雇用」については、産業拠点としてのドイツの優位性を確固たるものとすべく、製造技術を情報通信技術と融合させ、工場のスマート化を進めようとする「インダストリー4.0」が中心に据えられている。

イ 国内ITサミット

ドイツ連邦政府は2015年11月、ベルリンで「第9回国内ITサミット」を開催した。同サミットは、ドイツのIT技術を世界最高水準にすることを目的に、メルケル首相主導のもと2006年から年1回開催されている。今回のテーマは、デジタル化された未来をデザインすることが、将来のドイツ経済の競争力を左右する重要なファクターであるとの認識の下、「新たな起業家の誕生、インダストリー4.0と労働の未来を創造、インフラのイノベーションの加速、デジタルコンテンツの価値向上、行政のデジタル化、デジタルテクノロジーにおけるセキュリティ及び信頼性の改善」等が含まれており、特に注目されたのがインダストリー4.0であった。

インダストリー4.0については、ドイツ国内の産学官が連携して、国際標準化活動から技術研究開発、ITセキュリティとプライバシー保護、未来の労働の在り方まで、幅広い議論を行っている。

また、5G技術も主要テーマの1つに挙げられており、メルケル首相は、5G研究競争に乗り遅れてはならないとし、研究成果を迅速に事業化に結び付ける必要性を強調した。5G技術は2020年の市場導入が見込まれており、インダストリー4.0やヘルスケア、スマートグリッド、自動走行車を実現するためのキーテクノロジーとして考えられている。

特に自動走行車は、交通事故の減少や渋滞の緩和・解消、CO₂排出量削減などが期待されており、5Gの通信技術が車車間通信や路車間通信に活用されようとしている。

今回のサミットの内容は、「ベルリン宣言」^{*32}としてまとめられており、同宣言は、①デジタル変革及びインダストリー4.0、②デジタルネットワーク及びモビリティ、③デジタル革新及び現代的な規制の枠組み、④デジタル主権—安全・保護・信頼、⑤デジタル国家及びデジタル行政、⑥展望、の6章で構成されている。

*32 <http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/IT-Gipfel/it-gipfel-2015-berliner-erklarung,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

ウ ブロードバンド戦略

政府は、2018年までにドイツ全土で少なくとも50Mbps以上のブロードバンドを整備する目標を掲げており、これにより地域間の情報格差解消を目指している。このため、連邦運輸デジタルインフラストラクチャー省(BMVI)では、「ブロードバンド事務局」*33を設置して、ブロードバンド敷設を必要としている自治体に対して、事業化に向けての技術的・財政的支援を行っている。

都市部では、ドイツテレコムなどの大手通信事業者が光ファイバやLTEセクターへの投資を増加させていることにより、ブロードバンド展開が急速に進展している一方で、地方の過疎地などでブロードバンド展開の遅れが顕著となっている。BMVIが発表したブロードバンド整備状況*34によると、2015年半ばにドイツ全世帯における50Mbps以上のブロードバンド利用可能世帯の割合は68.7%に達しているが、地方での割合は26.1%（都市部では85.3%）にとどまっており、こうした地域間の情報格差を解消するため、BMVIによる26億EUR規模のブロードバンド助成プログラムが、2015年10月ドイツ内閣に承認された。

3 中国のICT政策の動向

中国の今後5年間の政策目標を定める「国民経済と社会発展第13次5ヵ年計画綱要」が、2016年3月、第12期全人代第4回会議において採択された。その中で、ICT政策については、第6編「ネットワーク経済空間の開拓」において、①広範囲・高効率な情報ネットワークの構築、②現代インターネット産業体系の発展、③国家ビッグデータ戦略の実施、④サイバーセキュリティの強化の4章が盛り込まれている。

具体的には、①情報ネットワークの構築については、次世代高速光ファイバ網の整備、4G等のモバイルブロードバンド網の構築、5G等のコア技術の研究開発推進、ブロードバンド料金低廉化等が打ち出されている。なお、インターネット普及率は、第13次5ヵ年計画期間における経済社会発展主要指標の一つとされ、2020年までに固定ブロードバンド家庭普及率70%、モバイルブロードバンドユーザー普及率85%という目標が掲げられている。

②現代インターネット産業体系の発展に向けては、クラウドコンピューティングや物聯網*35の促進、多様な分野における「インターネット+」の推進を打ち出すとともに、③国家ビッグデータ戦略として、政府によるオープンデータの推進やビッグデータ産業の健全な発展に取り組むこととしている。

④サイバーセキュリティの強化については、個人データの保護をはじめデータ資源の安全保護の強化、実名認証制度やネットワーク安全審査制度によるネットワーク空間の管理、重要インフラ保護制度や重要情報システム監督体制の構築等が打ち出されている。

1 ブロードバンドインフラの整備促進

2013年に公表された「ブロードバンド中国戦略」の推進に向け、2015年5月、国務院は、「高速ブロードバンドネットワーク構築加速化とネットワーク速度向上及び料金低廉化推進に関する指導意見」を公表した。同意見においては、2015年～2017年に合計1兆元以上を投資して、都市のFTTH化とLTE網の構築を加速することとし、2017年末までに、大部分の都市部家庭における100Mbpsの光ファイバ接続環境、主要都市におけるブロードバンド平均アクセス速度30Mbps超、80%以上の行政村における光ファイバ開通、4Gネットワークの全面普及等の実現に取り組むこととしている。あわせて、ネットワーク料金の低廉化、電気通信市場の民間資本への開放促進、電気通信市場の監督強化等が打ち出された。

さらに、農村や条件不利地域におけるブロードバンド整備促進のため、2015年10月、国務院常務会議は、農村等におけるデジタルディバイド解消に向けた中央財政資金の活用による新たなユニバーサルサービス補償制度の導入を決定した。

*33 <http://www.breitbandbuero.de/>

*34 http://www.zukunft-breitband.de/SharedDocs/DE/Anlage/Digitales/breitband-verfuegbarkeit-mitte-2015.pdf?__blob=publicationFile

*35 物聯網（ぶつれんもう）：「人」と「人」だけでなく、「人」と「モノ」、「モノ」と「モノ」をつなぐことにより、生活の様々な場面でICTの利便性を享受することのできる社会を目指す、中国における戦略の総称。

2 ICTの利活用による生産性向上への取組

2015年5月、国務院は「中国製造2025」を公表した。「製造強国」の建設という目標に向けて、製造業のイノベーション能力の向上、情報化と工業化の深度融合等を進めるとし、ICTと製造技術の融合によるスマート製造の推進やインターネットと製造業の融合発展に取り組むこととし、次世代情報技術産業を含む10の産業を重点戦略産業として掲げている。

さらに、国務院は、同年7月、「『互聯網+（インターネットプラス）』行動の積極的推進に関する指導意見」を公表した。「互聯網+（インターネットプラス）」とは、経済社会の様々な領域におけるインターネットの活用を推進し、経済社会構造の転換・高度化、イノベーション能力の向上、生産性の向上、公共サービス改善等を促進することを意味している。同意見においては、2018年までに、経済発展の質や公共サービスの利便性の向上に資するネットワーク経済と実体経済の協同発展の仕組みを構築し、2025年までに、「互聯網+」産業体系を整備し、「互聯網+」を経済社会発展の重要な駆動力と成すこととしている。また、重点行動分野として、（互聯網+）「創業革新」「協同製造」「現代農業」「スマートエネルギー」「普惠金融」「公共サービス」「高効率物流」「電子商取引」「交通」「環境」「人工知能」の11の分野が示されている。

上述のとおり、「中国製造2025」と「互聯網+」は密接に関連することから、2016年1月、国務院常務会議は、「『中国製造2025』と『互聯網+』の融合発展の推進」を決定した。

3 サイバーセキュリティの強化

2015年12月、浙江省烏鎮で開催された第2回世界インターネット大会において、習近平国家主席は、①サイバー主権の尊重、②平和と安全の確保、③開放と協力の促進、④良好な秩序の構築、の「4つの原則」に基づきグローバルなインターネットガバナンス体系の変革を推進するとともに、①グローバルなネットワークインフラの建設加速、②ネットワーク文化交流プラットフォームの創造、③インターネット経済の革新的発展、④サイバーセキュリティの確保、⑤インターネット・ガバナンス体系の構築、の「5つの主張」に基づきサイバー空間における運命共同体を協同で構築すべきと提唱した。

サイバー空間におけるセキュリティ対策の重要性が増す中、法制面の整備も進められている。2015年7月、全国人民代表大会（全人代）で「国家安全法」が採択、公布された。同法においては、サイバー空間に国家の主権が及ぶことを前提とし、国家のネットワーク及び情報安全保障システムを構築し、ネットワーク管理を強化する旨が規定されている。また、2015年7月、全人代は「サイバーセキュリティ法案」を公表し、パブリックコメントを募集した。同法案においては、サイバー空間の主権及び国家の安全維持を立法趣旨とし、ネットワーク製品等の国家規格等への適合義務、重要情報インフラ運営者による重要データの国内保存義務、ネットワーク実名制、禁止情報が発見された場合のネットワーク運営者による伝送停止・当局通報義務、当局による遮断権限等が規定されている。同法案に対しては、外国企業による市場参入や情報の自由な流通が阻害される懸念から、我が国を含む各国政府・業界団体が意見を提出した。さらに、2015年12月に全人代で採択され、翌年1月施行された「反テロ法」においては、通信事業者等に対し、公安機関等による法に基づくテロ活動の予防・調査に対する暗号解読等の技術支援の提供が義務づけられている。

個別分野としては、「銀行業部門のサイバーセキュリティ及び情報開発強化のための安全かつ制御可能な情報技術適用ガイドライン」（2014年9月：銀行業監督管理委員会等）の策定や「保険機構情報化監督管理規定案」（2015年10月：保険監督管理委員会）の意見募集等、金融分野についてセキュリティ強化の取組が積極的に進められている。各国政府や企業からは、これらの規定についても、実質的に外国企業による市場参入や情報の自由な流通を阻害することになる懸念が示されており、今後の進展が注目される。

4 韓国のICT政策の動向

2013年に成立した現在の朴槿恵政権は、国家成長戦略として「創造経済」の実現を目指している。創造経済では特に、科学技術・ICTと他産業の融合を幅広く促進することで、ベンチャー育成と雇用促進につなげようとしている。創造経済の重要政策である、地域ベンチャー支援拠点の「創造経済革新センター」は、大企業、自治体と連携して、韓国独自の地域創生につなげようとしており、今後の成果が注目される。

また、1期5年間の政権期間中盤に差し掛かった2015年からは、創造経済の成果の可視化に向けて、規制緩和や戦略分野支援等の政策のスピードアップが図られるようになってきた。重点育成分野として5GやIoTが指定されているが、技術革新のスピードアップに対応するため、2016年からは新たに、AIが重点育成分野に追加された。

1 通信料金引き下げ政策

現在の朴槿恵政権は、通信料金引き下げ政策の一環として、消費者差別につながる不法水準の端末補助金の根絶と、補助金支給内容の透明化を目指しており、「移动通信端末装置流通構造改善に関する法律（以下、端末流通法）」を制定し、同法は2014年10月に施行された。

法施行前の補助金不法支給の制裁対象は移动通信事業者のみであったが、法施行後はメーカーと端末販売店も対象になった。発売後15か月以内の端末については政府（放送通信委員会）が一律の補助金上限を定める。さらに、補助金支給を受けずにキャリア通信プランに加入する顧客に対しては、補助金に代わるインセンティブとして、政府が定めた水準の料金割引（現行は20%割引）提供が義務付けられた。

2 地デジ移行跡地の700MHz帯用途決定

アナログテレビ放送で利用されてきた700MHz帯周波数の地デジ移行後の用途決定について、アナログ跡地とも呼ばれる700MHz帯は、世界的にも、携帯電話サービスの用途を中心に割り当てられてきたが、韓国では、2015年に放送分野にも700MHz帯を分配することとされ、注目を集めている。

2012年末に地デジ移行が完了すると、700MHz帯周波数の用途を巡り、議論が続けられてきたが、次世代放送技術の開発に力を入れる韓国では、世界に先駆けた地上波UHD（超高画質：4K/8K）放送導入のため、放送への周波数分配を求める意見も強かった。特に、2018年のピョンチャン冬季オリンピック・パラリンピック開催は、最先端の放送技術を世界にアピールする好機であり、ケーブルテレビ放送とIPTVは2014年から、衛星放送は2015年からUHD（4K）本放送が開始された。

当初、災害無線通信網に700MHz帯から20MHz幅の分配が決まった後も、700MHz帯の用途をめぐる論議が展開されたが、通信と放送の双方に周波数を分配する案が2015年7月に決定された。その結果、700MHz帯の用途は、放送30MHz幅、通信40MHz幅、分配済みの公共安全網20MHz幅とされ、放送用途では、地上放送4社の5チャンネル全てにUHD放送向けに6MHzずつを割り当てることとされた。

700MHz帯分配決定を受け、韓国は地上波UHD放送の技術検討を開始し、2017年2月から地上波UHD放送を導入する計画が2015年12月にまとめられた。放送標準は欧州方式DVB-T2又は米国方式ATSC3.0のいずれかとなる予定である。

3 地域ベンチャー支援拠点「創造経済革新センター」

朴槿恵政権は、科学技術とICT活用による市場創出と既存産業活性化による成長戦略である「創造経済」を進めている。「創造経済」では、地域経済活性化に向けた重要施策として、2015年までに全国の広域自治体18か所に、地域ベンチャーの創業から海外展開までのワンストップのベンチャー支援拠点として「創造経済革新センター」を設置した。これは、地域の特性に合わせ、創造経済革新センターと大企業が連携することが特徴である。

具体的には、地域の核となる大企業1社が創造経済革新センター1か所を担当する形で、自治体、研究機関と協力し、地域の特性を生かした戦略産業分野のベンチャーを支援する。同時に、地域の人材のアイデア事業化と創業支援のための各種プログラムが用意されている。

連携大企業にはICT企業が多く、創造経済革新センターと共同で、工場のICT化、農業や既存産業におけるICT活用、IoTやFinTeck分野スタートアップ育成、有望ベンチャーの海外ICT展示会出展支援等を行っている。

同センターは、2016年2月1日現在、1万2,000件以上のコンサルティング及びメンタリング、約4,700の新製品製作といった創業支援、593件の中小企業技術支援、203件の販路拡大支援等の成果を上げている^{*36}。

*36 創造経済革新センターWebサイトより：<https://ccei.creativekorea.or.kr/info/info.do>

4 AI産業の育成戦略

2016年3月、科学技術とICT分野を所掌する未来創造科学部は、「知能情報産業発展戦略（以下、発展戦略）」をまとめた。知能情報とは、AIだけでなくIoT、クラウド、ビッグデータ等の幅広い情報技術分野を含む概念を指す。AI分野における国際競争力を確保し、韓国型AIを早期開発し、関連産業活性化につなげるため、発展戦略には、官民合わせて2020年までの5年間で3兆5,000億ウォン（政府1兆ウォン、民間2兆5,000億ウォン）を投じ、知能情報産業エコシステムを構築する計画が盛り込まれた。

また、韓国を代表する大企業6社（サムスン電子、LG電子、現代自動車、SKテレコム、KT、NAVER）と政府が協力して、2016年上半年中に知能情報技術研究所を設立することとされた。研究所では、言語、視覚、空間、感性、要約・聴覚の5分野の知能型ソフトウェア開発プロジェクトを集中的に研究し、インフラ構築も研究所を中心に進められる予定である。

2016年のICT関連政策では、AI活用がひとつのトレンドとなっており、例えば、現政権は、経済全体の成長エンジン育成のため、科学技術・ICTと他産業への融合を促進する政府横断プロジェクトで「創造ビタミンプロジェクト」において、毎年多数の個別プロジェクトを実施しているが、2016年3月末に未来創造科学部が発表した2016年度実施の個別プロジェクトでは、複数のAI活用プロジェクトが選定されている。

また、韓国政府は5年ごとに電子政府基本計画をまとめるが、行政自治部が2016年4月にまとめた最新の「電子政府2020基本計画」では、電子行政にAIやIoT、クラウド、ビッグデータ等の知能情報技術の積極活用が盛り込まれた。AI活用サービスとしては、防災、犯罪予測及び追跡等が想定されている。

5 インドのICT政策の動向

2014年5月にインドの第15代首相に就任したナレンドラ・モディ氏は、グジャラート州知事時代に外資を積極的に誘引した経済手腕が評価され、行政改革、雇用促進等を旗印に掲げ、経済改革を積極的に推進している。ICT分野においては、行政サービスの電子化、モバイル分野の更なる発展、インドの地場の産業の育成、中央政府と地方政府の連携等に関する施策を推進している。

1 デジタル・インディア計画

インド政府は、インドの知識経済社会化を推進するため、2014年8月に策定された「デジタル・インディア計画」を推進している。これは、様々な分野をデジタル化することにより知識経済社会へ変革するという内容で、通信IT省が所管している。2014年度から2018年度までの5年間で段階的に計画を遂行し、予算は総額1兆1,300億INRを計画している。

具体的には、以下の三つの重点分野に焦点を当てている。①デジタルインフラの公共サービス化；身分証明、携帯電話、銀行口座、安心安全なサイバー空間の提供、②電子行政サービスのオンデマンド化；オンライン及びモバイルのプラットフォームでリアルタイムに提供、電子金融サービスの提供、キャッシュレス化、③デジタル化による市民のエンパワーメント；デジタルリテラシーの向上、全文書・証明のクラウド化。

また、重要な成長分野として、これら三つの重点分野の下に以下の九つの柱を設定している。①ブロードバンド整備、②ユニバーサルアクセスに向けたモバイルコネクティビティ、③公衆インターネットアクセス拠点の整備、④電子政府、⑤サービスの電子的提供、⑥オープンデータプラットフォーム・政府のソーシャルメディア活用、⑦国内での電子機器製造、⑧ICT関連産業の雇用創出、⑨全大学におけるWi-Fi構築。

同計画の下で、市民の政治参加プラットフォーム「MyGov.in」、電子文書管理システム「デジタル・ロッカー・システム」、「国家奨学金ポータル」、電子窓口システム「eSamparkデータベース」、国民ID番号（Aadhaar）を利用した年金受給者向け証明システム「Jeevan Pramaan」と「生体認証勤怠管理システム（BAS）」等が導入された。

さらに、同計画を推進するにあたって、オープンソースソフトウェアの採用、ソースコードの開示による行政用アプリケーションの共同開発、国民ID番号を利用したeサインシステムの導入が進められている。

2015年12月には、同計画のさらなる推進のために、デジタル化による社会及び国民能力の強化、電子サービスの推進に向け、新たな23のプロジェクトが発表された。具体的には、観光地等におけるWi-Fiの整備、全土に

おけるフリーローミングの開始、電子決済ポータル開設、情報セキュリティ教育の普及、BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）の推進、地理情報センターの開設、デジタルロッカーの推進、地方郵便局への郵便サービス端末の整備等を目指している。

2 周波数オークションと周波数共用制度の導入

インドでは、通信基盤の整備を促進するため、2010年10月に3G周波数オークション（2100MHz帯、2300MHz帯）が実施されて以降、周波数の付与がオークション形式で実施されている。2012年11月には2G周波数（1800MHz帯）のオークションが実施され、その後も2013年に800MHz帯、2014年2月に900MHz帯と1800MHz帯、2015年3月には800MHz帯、900MHz帯、1800MHz帯、2100MHz帯の周波数オークションが実施された。

インド政府は、さらなる周波数の有効利用を促進するため、2015年10月に周波数共用ガイドラインを正式に発表した。これは同一サービスエリア内において、通信キャリア間での同一周波数帯（2G、3G、4G）の周波数共用を許可する内容となっている。これにより、周波数の売り手が保有する権利と義務を買い手に委譲することが可能となり、周波数利用権の二次取引が可能となった。免許後2年間を経てから売却が可能となり、買い手は取引額の1%を移転費用（管理費用）として政府に支払うこととなる。これにより、通信キャリアは新たに周波数をオークションによって獲得することなく、周波数を利用することが可能となった。

さらに、インド政府は2016年にも700MHz、800MHz、900MHz、1800MHz、2100MHz、2300MHz、2500MHz帯の大規模な周波数オークションの実施を予定しており、動向が注目されている。

3 ベンチャー企業育成政策「スタートアップ・インド」

インドでは、ICTを活用したベンチャー企業の起業が増加しており、ネット通販、モバイルアプリのOTTサービス等における起業が活発化している。インド政府は、これらのベンチャー企業の活動を支援し、さらなる経済発展を進めるため、ベンチャー企業の育成政策を進めている。

モディ首相は、2015年8月15日の独立記念日にインド発のベンチャー企業育成構想を発表し、2016年1月にはその構想を具体化した「スタートアップ・インド」において、ベンチャー企業の起業を後押しするとともに、経済成長や雇用確保につなげる方針を示した。

発表されたアクションプランでは、今後4年で総額1,000億INRの基金を設立すること、3年間の法人所得税免除、許認可の簡素化、特許審査の迅速化等が盛り込まれている。さらに、ベンチャー企業における特許料の80%減免、労働及び環境関連法の改正による一部自己申告制度導入等の方向性が示された。